

# 各検討課題の背景

## 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案の概要

### 改正の趣旨

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入、後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の見直し、前期財政調整制度における報酬調整の導入、医療費適正化計画の実効性の確保のための見直し、かかりつけ医機能が発揮される制度整備、介護保険者による介護情報の収集・提供等に係る事業の創設等の措置を講ずる。

### 改正の概要

#### 1. こども・子育て支援の拡充

【健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等】

- ① 出産育児一時金の支給額を引き上げる（※）とともに、支給費用の一部を現役世代だけでなく後期高齢者医療制度も支援する仕組みとする。  
（※）42万円→50万円に令和5年4月から引き上げ（政令）、出産費用の見える化を行う。
- ② 産前産後期間における国民健康保険料（税）を免除し、その免除相当額を国・都道府県・市町村で負担することとする。

#### 2. 高齢者医療を全世代で公平に支え合うための高齢者医療制度の見直し

【健保法、高確法】

- ① 後期高齢者の医療給付費を後期高齢者と現役世代で公平に支え合うため、後期高齢者負担率の設定方法について、「後期高齢者一人当たりの保険料」と「現役世代一人当たりの後期高齢者支援金」の伸び率が同じとなるよう見直し。
- ② 前期高齢者の医療給付費を保険者間で調整する仕組みにおいて、被用者保険者においては報酬水準に応じて調整する仕組みの導入等を行う。  
健保連が行う財政が厳しい健保組合への交付金事業に対する財政支援の導入、被用者保険者の後期高齢者支援金等の負担が大きくなる場合の財政支援の拡充を行う。

#### 3. 医療保険制度の基盤強化等

【健保法、船保法、国保法、高確法等】

- ① 都道府県医療費適正化計画について、計画に記載すべき事項を充実させるとともに、都道府県ごとに保険者協議会を必置として計画の策定・評価に関与する仕組みを導入する。また、医療費適正化に向けた都道府県の役割及び責務の明確化等を行う。計画の目標設定に際しては、医療・介護サービスを効果的・効率的に組み合わせた提供や、かかりつけ医機能の確保の重要性に留意することとする。
- ② 都道府県が策定する国民健康保険運営方針の運営期間を法定化（6年）し、医療費適正化や国保事務の標準化・広域化の推進に関する事項等を必須記載とする。
- ③ 経過措置として存続する退職被保険者の医療給付費等を被用者保険者間で調整する仕組みについて、対象者の減少や保険者等の負担を踏まえて廃止する。

#### 4. 医療・介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化

【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、医療法、介護保険法、高確法等】

- ① かかりつけ医機能について、国民への情報提供の強化や、かかりつけ医機能の報告に基づく地域での協議の仕組みを構築し、協議を踏まえて医療・介護の各種計画に反映する。
- ② 医療・介護サービスの質の向上を図るため、医療保険者と介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を一体的に実施することとし、介護保険者が行う当該事業を地域支援事業として位置付ける。
- ③ 医療法人や介護サービス事業者に経営情報の報告義務を課した上で当該情報に係るデータベースを整備する。
- ④ 地域医療連携推進法人制度について一定の要件のもと個人立の病院等や介護事業所等が参加できる仕組みを導入する。  
⑤ 出資持分の定めのある医療法人が出資持分の定めのない医療法人に移行する際の計画の認定制度について、期限の延長（令和5年9月末→令和8年12月末）等を行う。

等

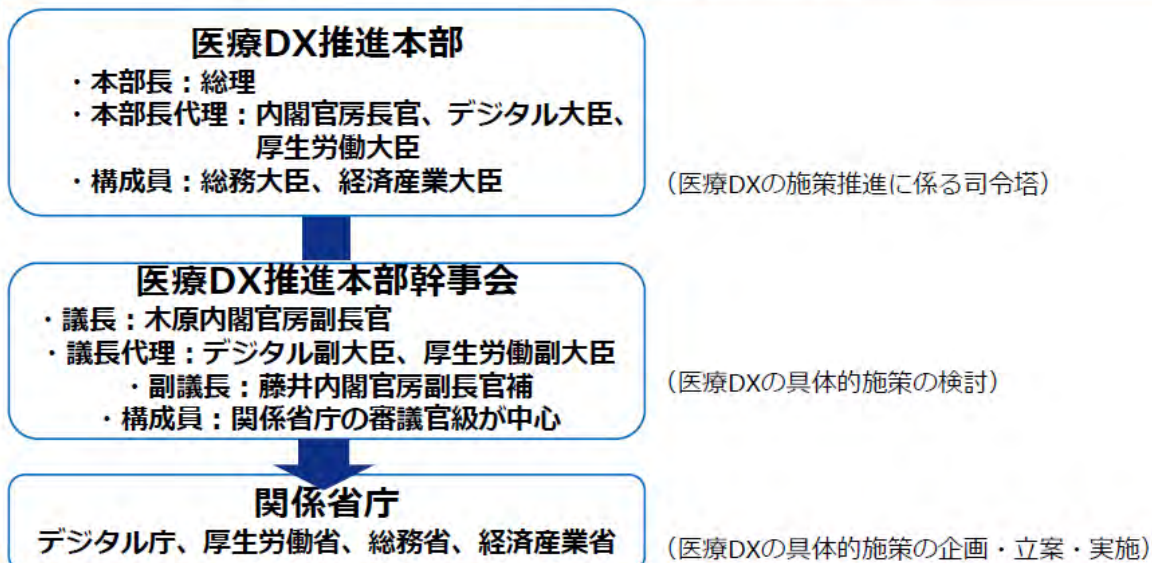
### 施行期日

令和6年4月1日（ただし、3①の一部及び4⑤は公布日、4③の一部は令和5年8月1日、1②は令和6年1月1日、3①の一部及び4①は令和7年4月1日、4③の一部は公布後3年以内に政令で定める日、4②は公布後4年以内に政令で定める日）

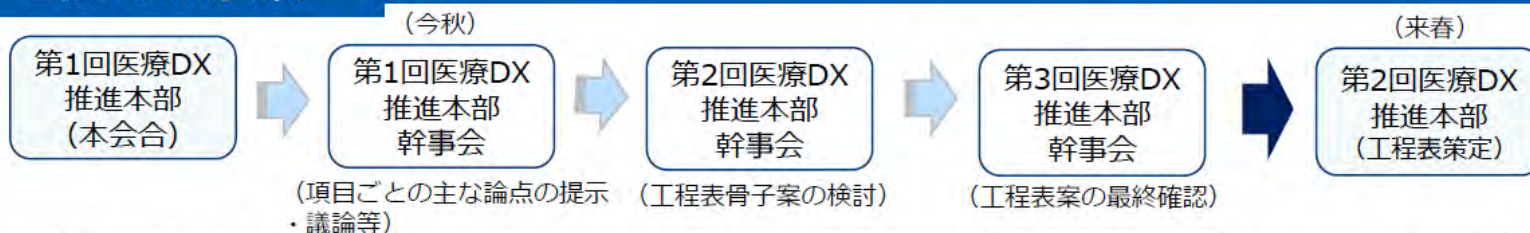
医療DXに関する施策の推進に関する当面の進め方

- 医療DXに関する施策について、関係行政機関の密接な連携の下、政府一体となって推進していくため、医療DX推進本部及び推進本部幹事会を設置。
- 医療DXに関する施策をスピード感をもって推進していくため、工程表の策定を行う。

推進体制



当面の進め方(案)



- 来春に工程表を策定。以降は、各省庁で取組を推進。定期的に幹事会で実施状況等のフォローアップを行い、必要に応じて推進本部を開催。

医療DXにより実現される社会

資料4(厚生労働大臣提出資料)

- 誕生から現在までの生涯にわたる保健医療データが自分自身で一元的に把握可能となることにより、個人の健康増進に寄与
  - 自分で記憶していない検査結果情報、アレルギー情報等が可視化され、将来も安全・安心な受療が可能【PHRのさらなる推進】
- 本人同意の下で、全国の医療機関等が必要な診療情報を共有することにより、切れ目なく質の高い医療の受療が可能【オンライン資格確認等システムの拡充、電子カルテ情報の標準化等、レセプト情報の活用】
  - 災害や次の感染症危機を含め、全国いつどの医療機関等にかかっても、必要な医療情報が共有
- デジタル化による医療現場における業務の効率化、人材の有効活用【診療報酬改定に関するDXの取組の推進等】
  - 次の感染症危機において、必要な情報を迅速かつ確実に取得できるとともに、医療現場における情報入力等の負担を軽減し、診療報酬改定に関する作業の効率化により、医療従事者のみならず、医療情報システムに関与する人材の有効活用、費用の低減を実現することで、医療保険制度全体の運営コストを削減できる
- 保健医療データの二次利用による創薬、治験等の医薬産業やヘルスケア産業の振興【医療情報の利活用の環境整備】
  - 産業振興により、結果として国民の健康寿命の延伸に資する



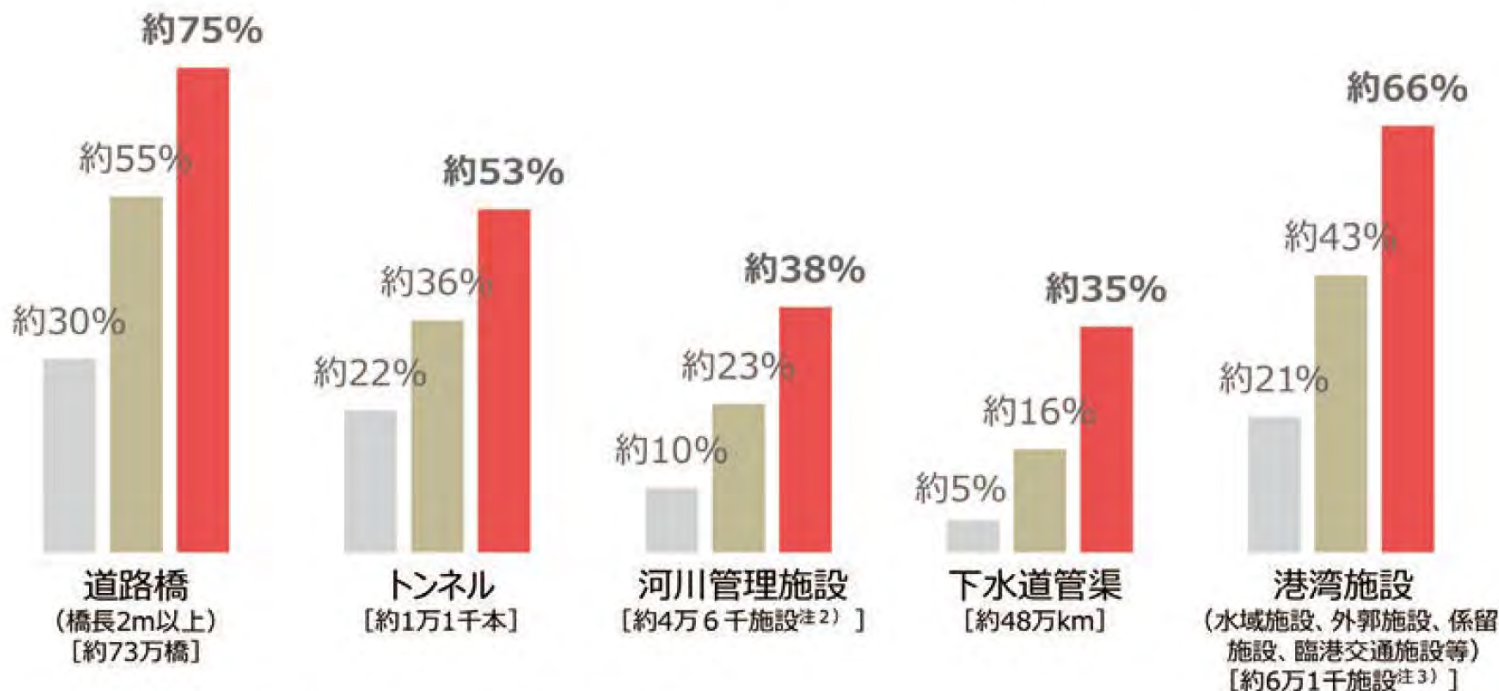
## 持続可能なインフラメンテナンスサイクルの構築について

高度成長期以降に整備された道路橋、トンネル、河川、下水道、港湾等について、建設後50年以上経過する施設の割合が加速度的に高くなる。

※施設の老朽化の状況は、建設年度で一律に決まるのではなく、立地環境や維持管理の状況等によって異なるが、ここでは便宜的に建設後50年で整理。

### 【建設後50年以上経過する社会資本の割合<sup>注1)</sup> (令和2年度算出)】

■ 令和2年3月 ■ 令和12年3月 ■ 令和22年3月



注1) 建設後50年以上経過する施設の割合については、建設年度不明の施設数を除いて算出。

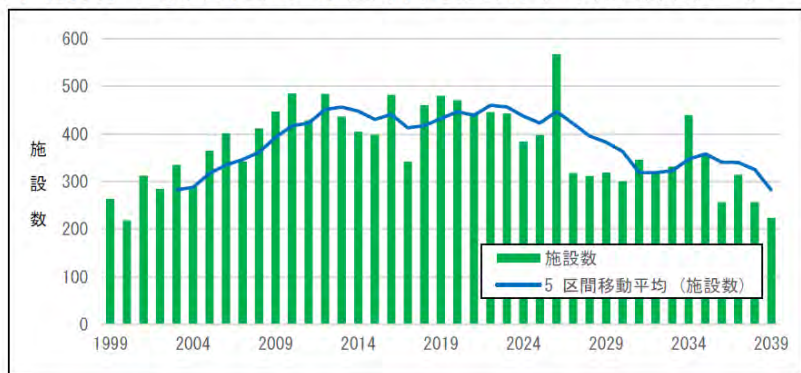
注2) 国:堰、床止め、閘門、水門、揚水機場、排水機場、樋門・樋管、陸閘、管理橋、浄化施設、その他(立坑、遊水池)、ダム。独立行政法人水資源機構法に規定する特定施設を含む。  
都道府県・政令市:堰(ゲート有り)、閘門、水門、樋門・樋管、陸閘等ゲートを有する施設及び揚水機場、排水機場、ダム。

注3) 一部事務組合、港務局を含む。

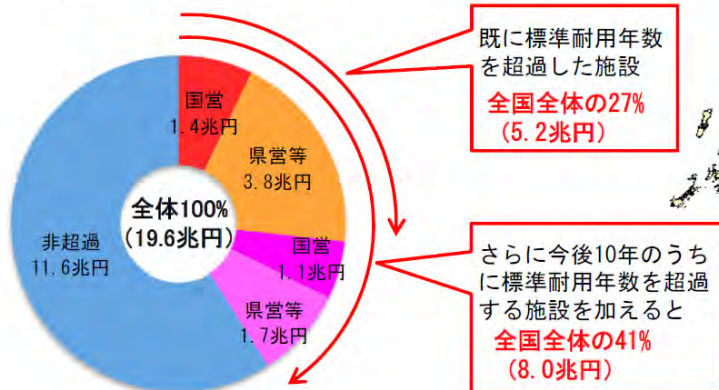
## 1-1 農業水利施設の老朽化

○ 基幹的農業水利施設の相当数は、戦後から高度成長期にかけて整備されてきたことから、老朽化が進行しており、近年、標準耐用年数を経過している基幹的な水利施設は、再建設費ベースで約5.2兆円で全体の27%

○標準耐用年数を迎える基幹的農業水利施設数 (H31.3)    ○基幹的農業水利施設の老朽化の状況 (H31.3)

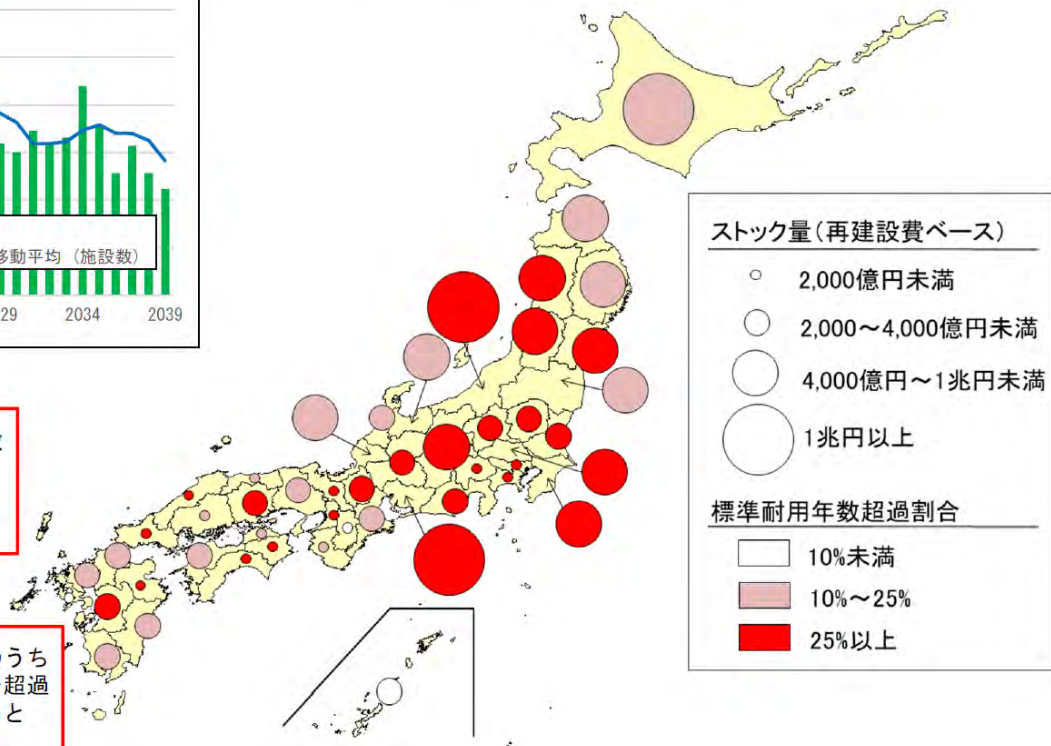


基幹的農業水利施設の老朽化状況 (H31.3)



既に標準耐用年数を超過した施設  
**全国全体の27% (5.2兆円)**

さらに今後10年のうちに標準耐用年数を超過する施設を加えると  
**全国全体の41% (8.0兆円)**



注) 基幹的農業水利施設 (受益面積100ha以上の農業水利施設) の資産価値 (再建設費ベース)

資料: 「農業基盤情報基礎調査 (H31.3時点)」による推計

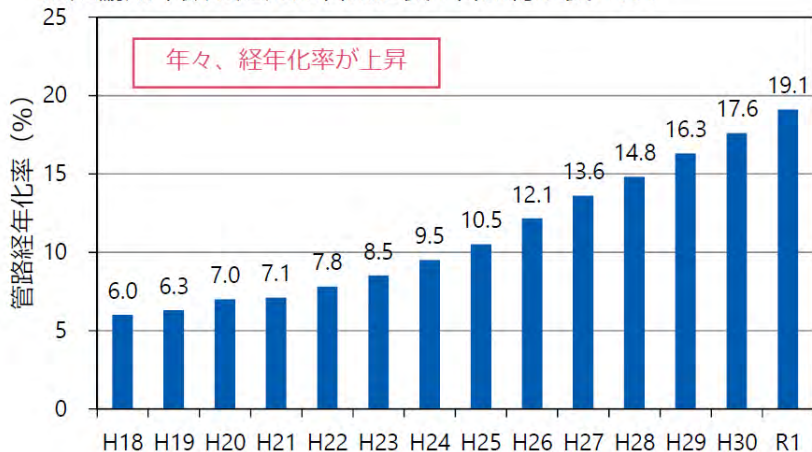
(農林水産省HP(農業水利施設の保全管理)より抜粋)

## 管路の経年化の現状と課題

- 管路経年化率は19.1%※まで上昇、管路更新率は0.67%まで低下（令和元年度）。  
 ※全管路延長約73万kmに占める法定耐用年数（40年）を超えた延長約14万kmの割合。法定耐用年数とは、減価償却費を計算する上での基準年数。（実務上の一般的な更新基準は平均するとおおむね60年）
- 令和元年度の更新実績：更新延長約4,862km、更新率0.67%
- 60年で更新する場合※：更新延長約7千km、更新率0.96%  
 ※法定耐用年数を超えた管路約14万kmを今後20年間（令和2～21年度）で更新する場合に必要な更新規模

### 管路経年化率（%）

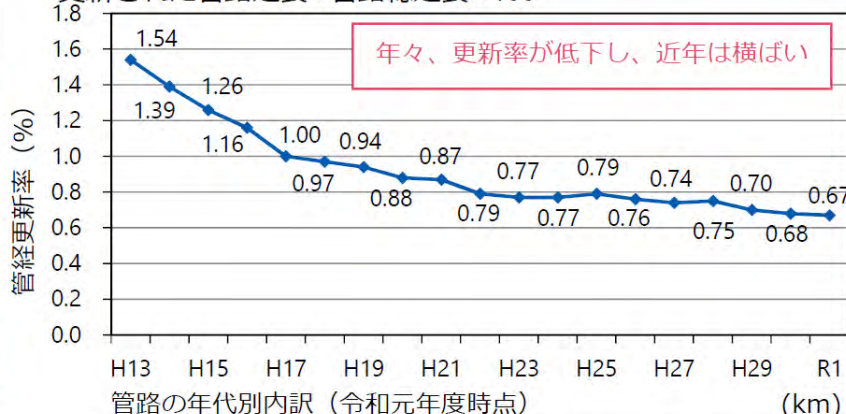
法定耐用年数を超えた管路延長 ÷ 管路総延長 × 100



	厚生労働大臣認可	都道府県知事認可	全国平均
令和元年度			
管路経年化率	20.8%	16.1%	19.1%
管路更新率	0.73%	0.56%	0.67%

### 管路更新率（%）

更新された管路延長 ÷ 管路総延長 × 100



項目	値 (km)
法定耐用年数（40年）を超えた管路延長	138,983
20年を経過した管路延長（40年超を除く）	325,613
上記以外	262,208
管路延長合計	726,804

（出典）水道統計

（令和3年度全国水道関係担当者会議（厚生労働省）資料より抜粋）

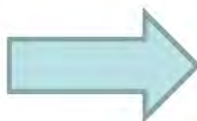
(1)-①-1

## 早期に措置すべき施設の全体像の把握

### これまでの取組概要

#### H24当時

- インフラの老朽化状況の把握が不十分



#### R3.3月時点

- インフラの老朽化状況の全体像を把握  
⇒ 損傷の度合いが大きく早急に修繕の必要があるインフラが多数存在することが判明

分野 <sup>*2</sup>		点検対象施設数 <sup>*3</sup>	うち 要緊急対策施設数
道路	橋梁	722,556施設 (R3.3.31)	68,784施設 (R3.3.31)
	トンネル	10,958施設 (R3.3.31)	4,412施設 (R3.3.31)
	道路附属物等	41,283施設 (R3.3.31)	6,051施設 (R3.3.31)
河川 <sup>*4</sup>	堤防: 約14,000km 樋門・樋管、水門: 約8,600施設 (R2.3.31)	堤防: 約4,000km 樋門・樋管、水門: 約1,600施設 (R2.3.31)	
砂防	砂防設備: 約83,000基 地すべり・急傾斜: 約37,000区域 (R2.3.31)	砂防設備: 約3,000基 地すべり・急傾斜: 約6,000区域 (R2.3.31)	
海岸(海岸堤防等)	5,851 km (R3.3.31)	737km (R3.3.31)	
下水道(管路施設)	3,915km (R2.3.31)	13.5km (R2.3.31)	
港湾	58,839施設 (H31.3.31)	10,178施設 (H31.3.31)	
空港(土木施設 <sup>*5</sup> )	80空港 (R3.3.31)	9空港 (R3.3.31)	
航路標識	2,400施設 (R2.3.31)	294施設 (R2.3.31)	
公園	87,933施設 (R3.3.31)	24,204施設 (R3.3.31)	
公営住宅	2,162,484戸 (H31.3.31)	1,150,506戸 (H31.3.31)	
官庁施設	8,804施設 (R3.3.31)	840件 <sup>*6</sup> (R3.8.20)	

### 今後の課題

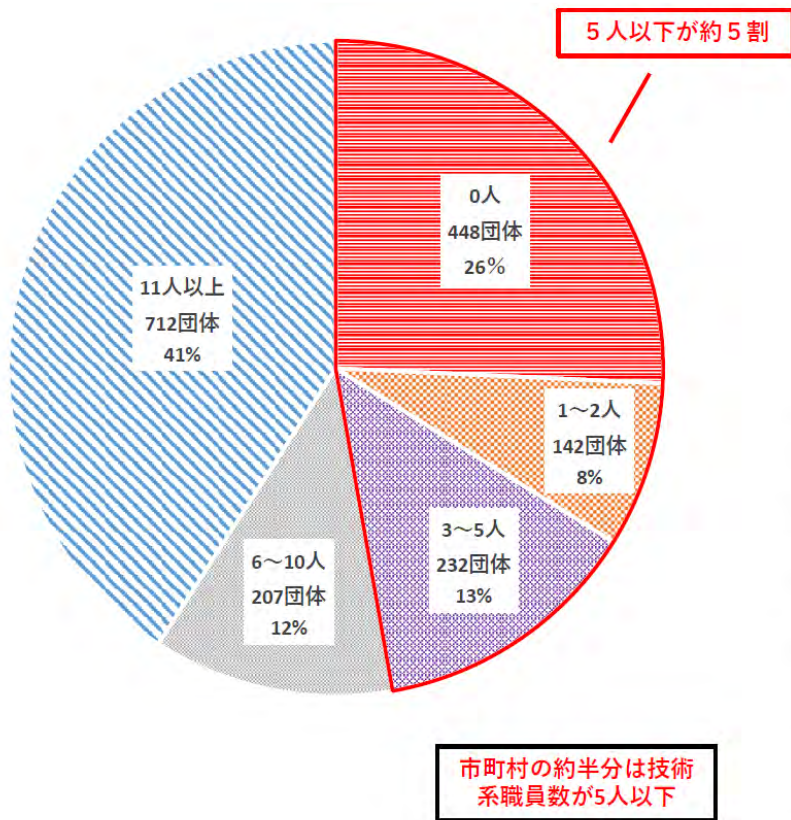
- 各インフラ施設について定期点検を継続的に実施するとともに、要緊急対策施設の数を減らし予防保全への早期転換を実現するために、修繕を加速化させる取組が必要である。



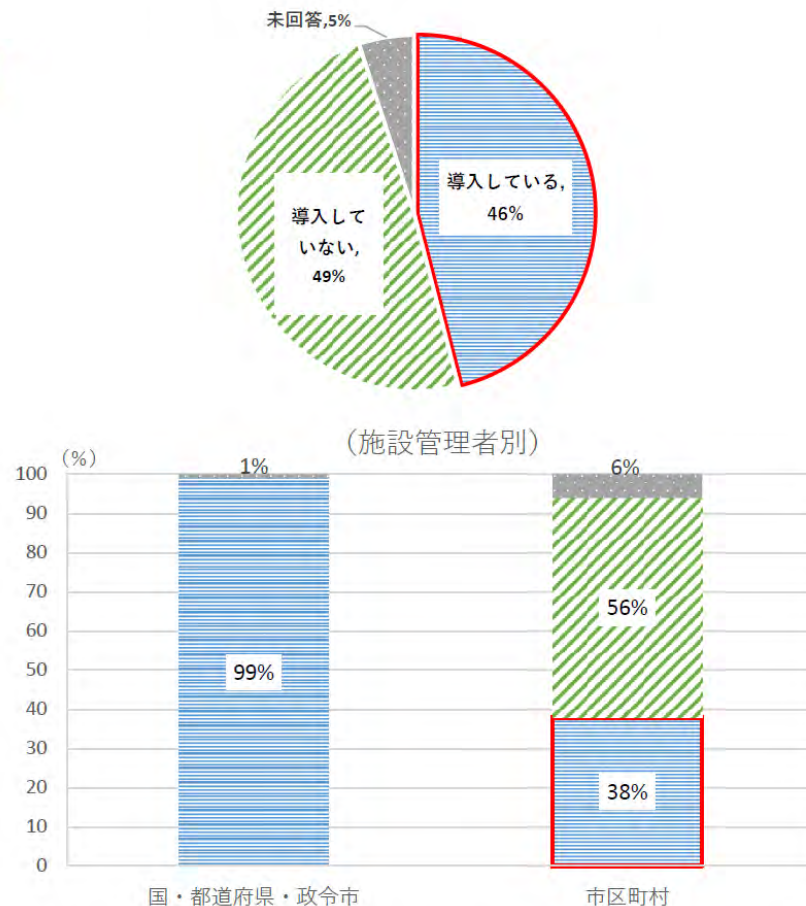
# 持続可能なインフラメンテナンスサイクルの構築について

## インフラメンテナンスについて

<市町村における技術系職員数>



<インフラの点検・診断などの業務において、ロボットやセンサー等の新技術等を導入している施設管理者の割合>

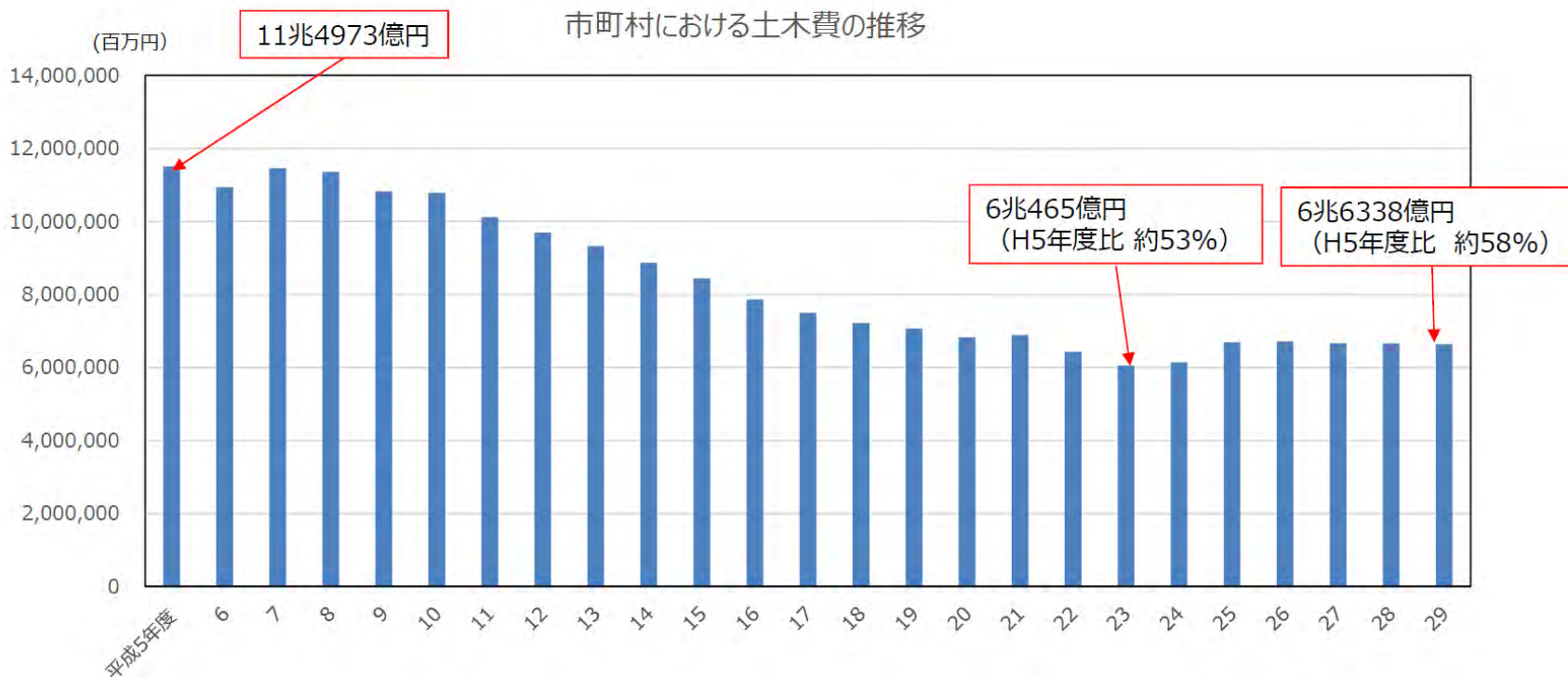


(備考) 1. 国土交通省資料より抜粋。  
2. 2019年度の値。技術系職員は土木技師、建築技師として定義。

(備考) 1. 国土交通省資料より抜粋。  
2. 国土交通省所管11分野（道路、河川、ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、空港、航路標識、公園、公営住宅）を対象とした調査実績（H28.4.1~R3.3.31）。  
3. 調査団体数は、2,089団体。

## 市町村における土木費の推移

- 市町村の土木費は、ピーク時の平成5年(約11.5兆円)から平成23年度までの間で約半分(約6兆円)に減少した。
- 近年は約6.6兆円程度で推移しているが、ピーク時の約6割程度である。



(地方財政統計年報より国土交通省作成)

各インフラ施設における点検、修繕、集約・複合化等の実施状況（改革工程表FU資料に基づき整理）

➤ 個別施設毎の維持管理・更新の具体的な対応方針を定めた「個別施設計画」の策定や点検の実施については進捗が見られる。点検結果等に基づき、修繕や集約・複合化等を着実に実施する必要。

インフラ施設	個別施設計画の策定率	点検実施率	修繕実施率	施設の集約・複合化等 (2021実施数)	施設の集約・複合化等 (2022以降計画数)
道路(橋梁)	97%	61%(2巡目)※	61%	363	739
道路(トンネル)	87%			12	28
河川	99%	100%	24%	10	40
ダム	99%	100%	88%	0	0
砂防	100%	100%	91.7%	0	0
海岸	99%	97%	86%	75	0
下水道	100%	19%(2巡目)※	54%	89	193
港湾	100%	98%	84%	14	34
空港	100%	100%	100%	0	6
鉄道	100%	100%	14%	7	0
自動車道	100%	100%	42%	0	1
航路標識	100%	85%	58%	8	6
公園	99%	99.6%	55%	84	93

※法令上「5年に1度の定期点検」が義務付けられており、道路は令和元年度から、下水道は令和3年度から2巡目点検を開始。1巡目点検の点検実施率はともに100%。

各インフラ施設における点検、修繕、集約・複合化等の実施状況（改革工程表FU資料に基づき整理）

（続き）

インフラ施設	個別施設計画の策定率	点検実施率	修繕実施率	施設の集約・複合化等 (2021実施数)	施設の集約・複合化等 (2022以降計画数)
農業水利施設	100%	100%	20%	7	4
農道	100%	100%	32.4%	0	0
農業集落排水施設	100%	100%	47.1%	8	67
林道施設	100%	100%	14%	0	0
治山施設	100%	100%	17%	0	0
地すべり防止施設	100%	100%	18%	0	0
漁港施設	100%	100%	46%	5	0
漁場の施設	100%	100%	64%	6	0
漁業集落環境施設	100%	100%	73%	4	5
水道	99%	88%	91%	396	382
福祉施設	79.5%	87.3%	18.5%	178	155
医療施設	72%	94.5%	23%	4	6
学校施設	98%	99%	86%	321	799
社会教育施設	84%	92%	85%	137	430
文化施設	85%	96%	86%	12	76
スポーツ施設	84%	92%	86%	50	181
一般廃棄物処理施設	91%	66.5%	62.9%	40	345

## 自治体情報システムの標準化・共通化

### これまでの取組・現状

- 自治体ごとにおける情報システムのカスタマイズにより、
  - ・維持管理や制度改正時の改修等において、自治体は個別対応を余儀なくされ負担が大きい
  - ・情報システムの差異の調整が負担となり、クラウド利用が円滑に進まない
  - ・住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しい 等の課題が発生。
- このような状況を踏まえ、地方公共団体に対し、標準化対象事務(※) について、標準化基準に適合した情報システム(標準準拠システム) の利用を義務付ける「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立。

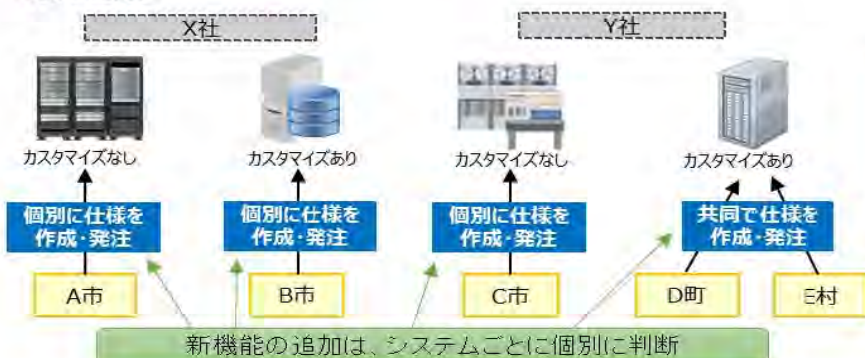
※ 2.0 業務 (児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金)

### 目標・成果イメージ

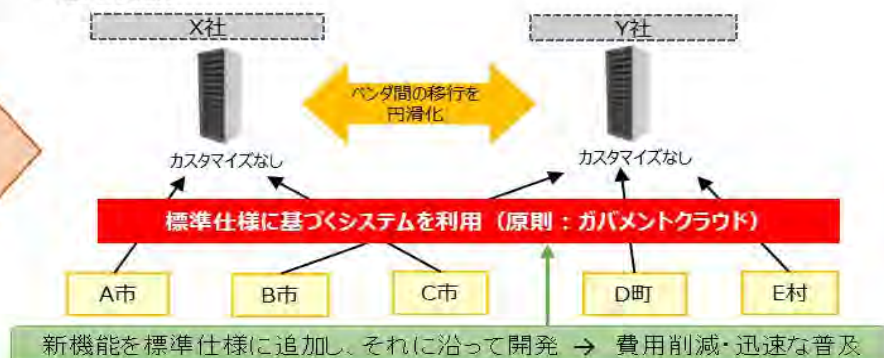
- 標準化・共通化の取組により、人的・財政的な負担の軽減を図り、自治体の職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにするとともに、オンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化の基盤を構築。
- 令和7年度(2025年度)までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの円滑な移行を目指す。

### 情報システムの標準化イメージ

#### 【標準化前】



#### 【標準化後】

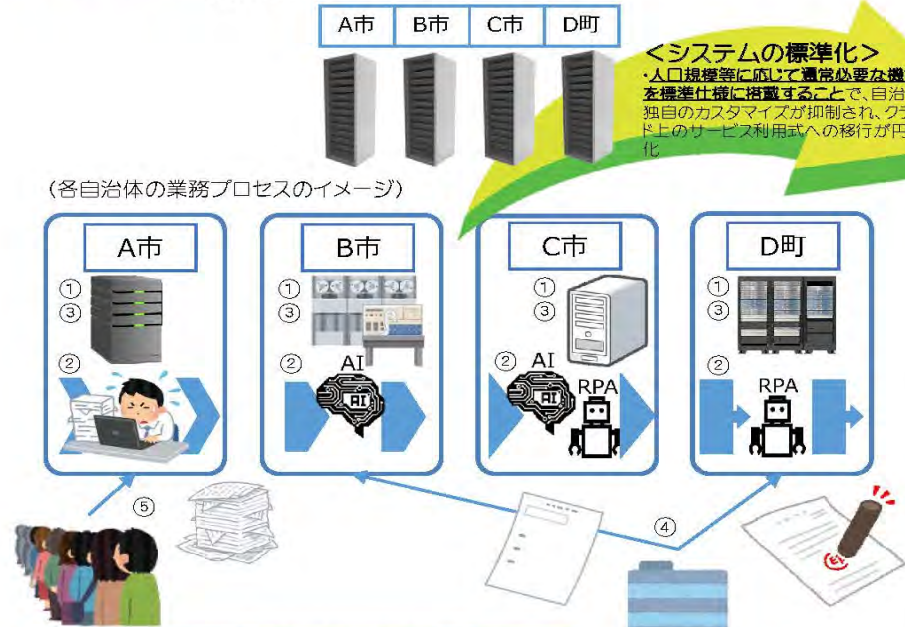


# 自治体DXの推進について

## 情報システム及び様式・帳票の標準化の効果（イメージ）

### 現在の姿

…情報システム、様式・帳票、業務プロセス、AI・RPA等の導入状況が**バラバラ**



**<システムの標準化>**  
・人口規模等に依りて通常必要な機能を標準仕様に搭載することで、自治体独自のカスタマイズが抑制され、クラウド上のサービス利用式への移行が円滑化

**①人的・財政的負担が大きい（重複投資）**  
・情報システムは、これまで各自治体が独自に発展させてきた結果、システムの発注・維持管理や制度改正による改修対応など各自治体が個別に対応せざるを得ない  
・情報システムの独自開発やカスタマイズにより重複投資

**② AI・RPA等のICTを活用しにくい（高価）**  
・単独での利用だと、高価なAI・RPA等のICTを導入しにくい  
・単独での利用だと、学習データが少なく、AIの質が高くない  
・業務プロセスが他自治体と異なるため、RPAシナリオを共同利用できない

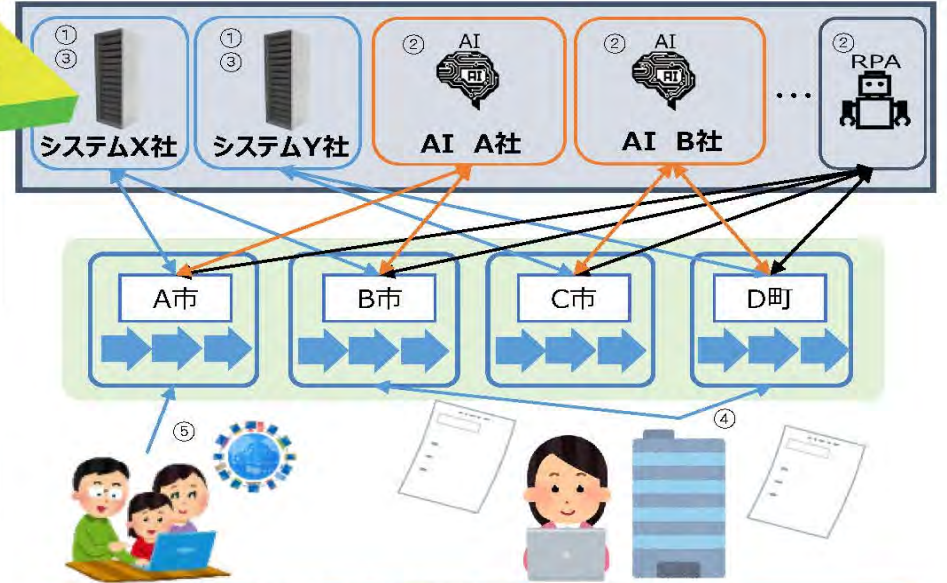
**③ベンダロックイン**  
・情報システムがベンダ間でバラバラである結果、ベンダの乗り換えが困難であり、競争が働かず割高になる

**④住民・企業等にとって不便 その1（バラバラの様式）**  
・社員の住所地によってバラバラな様式・帳票に記載

**⑤住民・企業等にとって不便 その2（紙申請）**  
・紙の申請書に記載し役場で提出

### 未来の姿

…情報システム及び様式・帳票の**標準化**により、業務プロセスも標準化し、システムやAI・RPA等をクラウド上で全国的な**サービス利用**



**①人的・財政的負担が減少（割勘効果、カスタマイズ抑制）**  
・各自治体の情報システムは、クラウド上のサービス利用式へ移行すると、クラウド上でベンダ側が更新版のソフトウェアを配布するため、自治体側の制度改正対応や更新時の負担が削減（サービス利用式に至る前でも、ノンカスタマイズ部分については、ベンダ側が更新版を配布するため、制度改正対応や更新時の負担を削減）  
・システム共同化により、割勘効果で重複投資が削減（システムの標準化で自治体独自のカスタマイズが抑制され、システムを共同化しやすくなる）

**②高性能な AI等を安価に活用（割勘効果、学習データ増加）**  
・共同利用による割勘効果によりAI・RPA等のICTを安価に導入  
・共同利用により、学習データが増加し、AIの質が向上  
・業務プロセスの標準化によりRPAシナリオを共同利用

**③ベンダ間の競争の促進**  
・各自治体が各社の製品を自由に選択・入れ替え可能となり、競争環境が確保される

**④住民・企業等の利便性向上 その1（統一様式）**  
・異なる自治体にも統一した様式・帳票で提出可能

**⑤住民・企業等の利便性向上 その2（オンライン申請）**  
・マイポータルとの連携を含め、デジタルイン・デジタルアウトを視野に入れた標準を作ることで、オンライン申請を促進

## 外部人材の活用について

### 概要

- 自治体DXを推進するに当たって、CIOのマネジメントを専門的な知見から補佐するCIO補佐官等の役割が重要であるが、その人材確保が課題となっていることから、市町村が外部人材の任用等を行うための財政措置を令和3年度から創設するなど、市町村の取組を積極的に支援。

### (1) 市町村がCIO補佐官等として外部人材の任用等を行うに当たっての財政措置の創設

- ✓ 「自治体DX推進計画」では、自治体DXの各種取組みを推進するための組織体制として、役職ごとの役割を設定し、全庁的・横断的な体制整備に着手することが望ましい、としている。
- ✓ そこで、CIOのマネジメントを専門的知見から補佐するCIO補佐官等の役割が鍵となるが、市町村においては、適任者が見つけられないなどその人材確保が課題となっている。
- 令和3年度から、新たに、**市区町村がCIO補佐官等として、外部人材を特別職非常勤職員として任用する場合又は外部に業務委託する場合の経費について、特別交付税措置を講じる**

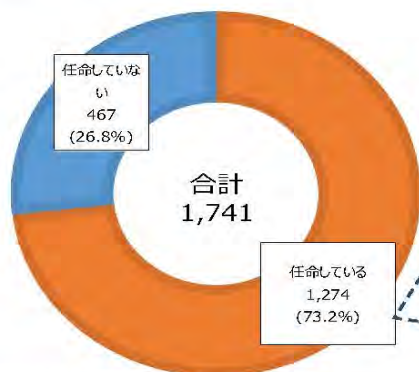
### (2) 市区町村の外部デジタル人材の募集情報の周知

- ✓ 外部人材を確保する手法として、公募、民間人材紹介会社の利用、ICT企業等の社員の派遣を受けるための連携協定の締結などがある。
- ✓ 公募の場合に、一自治体の情報発信の取組では、募集情報をデジタル人材や企業に十分届けることが難しい。
- 総務省では、市区町村における外部人材の確保を支援するため、**市区町村の外部人材の募集情報を収集し、総務省HPで公表するとともに、募集情報の更新について、情報提供を希望するデジタル人材・企業に対して随時情報発信**

## 市区町村におけるCIO・CIO補佐官の任命状況

- 自治体DX推進計画において、CIOは、「庁内マネジメントの中核であり、庁内全般を把握するとともに部局間の調整に力を発揮することができるよう副市区町村長等が望ましい」としており、実際に、副知事・副市区町村長が任命されている傾向。
- 一方で、CIOのマネジメントを専門的知見から補佐するCIO補佐官は、「内部に適切な人材がない場合には、外部専門人材の活用を積極的に検討すること」としているが、適任者が見つけれられないなどその人材確保が課題となっており、令和3年4月1日現在で、外部人材を活用している市区町村は少ない。

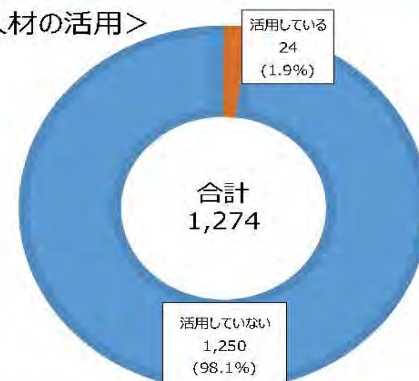
### CIOの任命状況



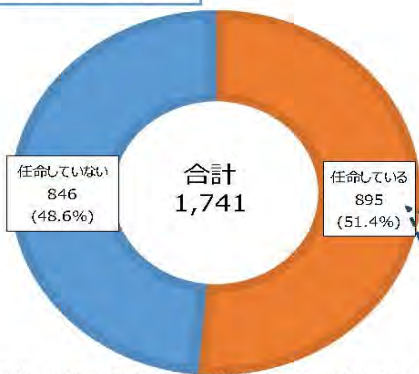
### <CIOの役職>



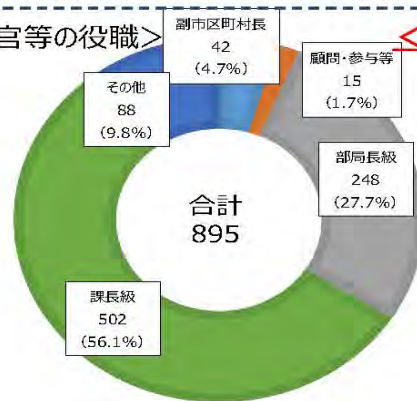
### <外部デジタル人材の活用>



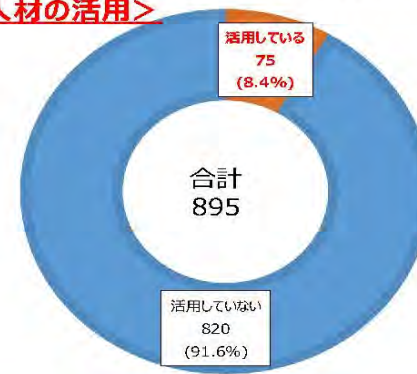
### CIO補佐官の任命状況



### <CIO補佐官等の役職>



### <外部デジタル人材の活用>



出典：総務省「自治体DX・情報化推進概要（令和3年度）」



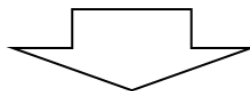
## 財政制度等審議会・会計検査院からの指摘と指摘事項への対応状況

### 【財政制度等審議会財政制度分科会配布資料から抜粋（令和4年10月13日）】

- 臨時交付金については、事業の実施状況とその効果について公表するよう自治体に要請しているが、約半数の自治体の実施状況を公表しておらず、また約6割の自治体が事業効果に関する情報を公表していない。
- 新型コロナ対策が新たな段階に移行していく中、これまでの措置が地方財政に与えてきた影響を踏まえれば、臨時交付金については縮減・廃止していく必要。

### 【会計検査院からの改善処置要求及び意見表示の概要（令和4年10月17日）】

- 地方創生臨時交付金による事業の実施にあたり、自治体において適切に運用されるよう、留意事項等を周知することを求めるもの。
  - ・商品券等の未換金相当額が委託先等に滞留する事態があるため、未換金相当額に臨時交付金を充当しない取扱いとすることなどを周知すること
  - ・繰り上げ償還に伴い発生した信用保証料補助等の過払い分返金額が自治体に留保される事態があるため取扱いを定め、周知すること
  - ・地方公共団体に効果検証の方法を周知する方策を検討し、速やかに公表するよう周知すること など



### 【対応状況】

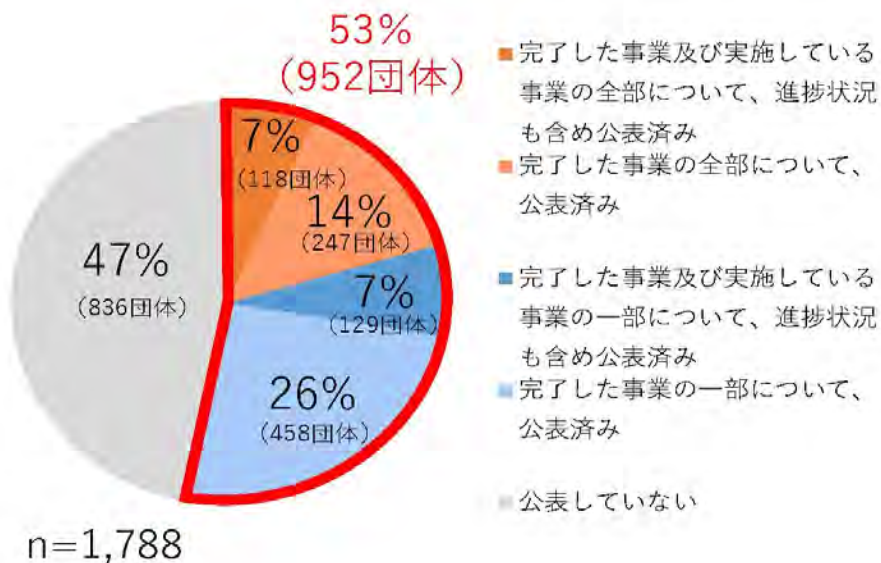
- 制度創設当初から自治体による事業の実施状況や効果の公表を要請。
  - ・令和4年5月に各自治体の公表状況を調査し、その結果を公表
  - ・令和2年度中に完了している事業について未公表の自治体に対し、原則、令和4年度中に公表するよう強く要請（令和4年9月2日付け事務連絡）
- 令和4年9月創設の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金において、コロナ禍における物価高騰の影響を受けた生活者・事業者に対する支援により重点的・効果的に活用されるよう、推奨事業メニューを提示。
- 会計検査院からの指摘を踏まえ、留意事項等を取りまとめて周知（令和4年11月4日付け事務連絡）。
- 制度要綱を改正し、自治体による事業の実施状況及び効果の公表を制度化（令和4年12月23日一部改正）。

## 地方創生臨時交付金を活用した事業の実施状況及びその効果に関する公表状況①

### 1. 事業実施状況の公表に関する調査結果

令和2年4月1日以降に臨時交付金を活用した全事業を対象とし、実施状況の公表について調査

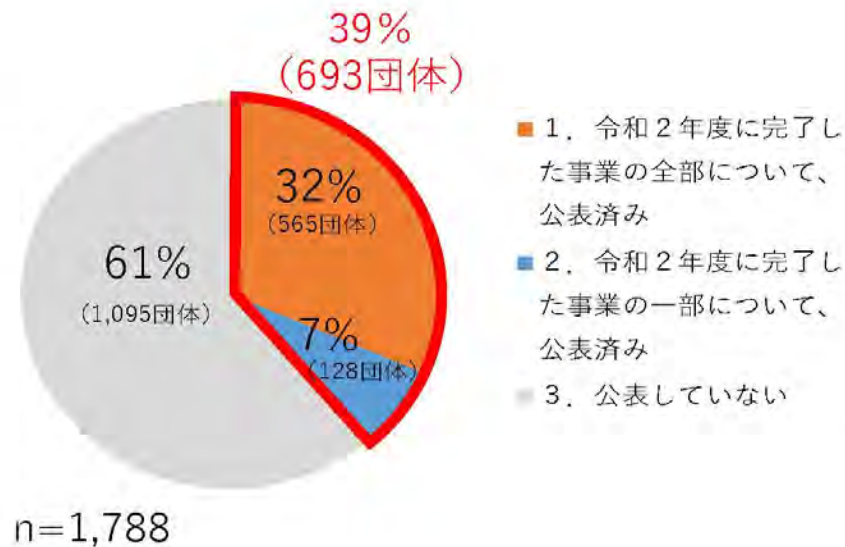
完了した事業の全部について、実施状況を公表している地方公共団体は、約20%（365団体）となっている。  
完了した事業及び実施している事業について、全部又は一部の実施状況を公表している地方公共団体は、約53%（952団体）となっている。



### 2. 事業効果の公表に関する調査結果

令和2年度に完了した事業を対象とし、事業効果の公表について調査

令和2年度に完了した事業の全部について、効果を公表している地方公共団体は、約32%（565団体）となっている。  
令和2年度に完了した事業の全部又は一部について、効果を公表している地方公共団体は、約39%（693団体）となっている。



昨年12月に「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱」を改正し、事業の実施状況及びその効果の公表について初めて明記。合わせて事務連絡を发出。

## ● 制度要綱（令和4年12月23日改正）

4 交付対象事業の実施状況及びその効果の公表  
地方公共団体は、実施計画に基づき臨時交付金を活用して実施した事業の実施状況及びその効果をインターネット等の利用により公表するものとする。

## ● 事務連絡（令和4年12月23日发出）

事務連絡  
令和4年12月23日

各都道府県  
財政担当課  
市町村担当課  
地方創生担当課  
新型コロナウイルス感染症対策担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室  
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

令和4年度第2次補正予算の成立を踏まえた  
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について

今般、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「臨時交付金」という。）の7,500億円の増額が計上された令和4年度第2次補正予算が成立したことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（令和2年5月1日付通知。以下「制度要綱」という。）を改正するとともに、その運用について下記のとおり定めましたので、関係国庫補助事業等担当部局等と十分連携の上、これに留意して運用されるようお願いいたします。

なお、臨時交付金については、一部その使途について議論もあることから、効率的・効果的な事業に活用するとともに、説明責任をしっかりと果たして頂くよう改めてお願いいたします。また、臨時交付金を活用して実施した事業の実施状況及びその効果の公表について、引き続き、お願いいたします。本事務連絡に記載のない事項につきましては、必要に応じて、過去の事務連絡を参照してください。

都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願い申し上げます。

記

### 8. 実施状況の公表及び効果の検証について

臨時交付金を活用して実施した事業の実施状況及びその効果については、臨時交付金創設時から「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について」（令和2年5月1日付け事務連絡）等により、各地方公共団体において、事業終了後に、公表するようお願いしているところです。また、「令和5年度予算の編成等に関する建議」（財政制度等審議会令和4年11月29日）において、「地域住民が事業の実施状況や効果を把握できるよう、また、地方公共団体間で政策を相互に比較し改善につなげることが可能となるよう、制度を所管する内閣府及び地方公共団体は公表を速やかに進めるべきである。」とされています。このように、各地方公共団体における公表状況に係る各方面からの要請を踏まえ、今般、実施状況及びその効果の公表について、制度要綱第5の4に規定していますので、ご留意ください。

事業の実施状況及びその効果の検証の公表に当たっては、「臨時交付金を活用した事業の実施状況及びその効果に関する公表状況調べの結果について（周知）」（令和4年9月2日付け事務連絡）で周知した調査結果及び公表例も参考とし、各地方公共団体において、事業目的・事業内容に応じて、アンケート調査その他の適切な方法により効果を測定するとともに、ホームページへの掲載によりその内容を一般に閲覧できるようにするなど、広く透明性を持った手法で行うようお願いします。特に、令和2年度中に完了している事業について、未公表の地方公共団体におかれれば、原則、今年度中に公表されるようお願い

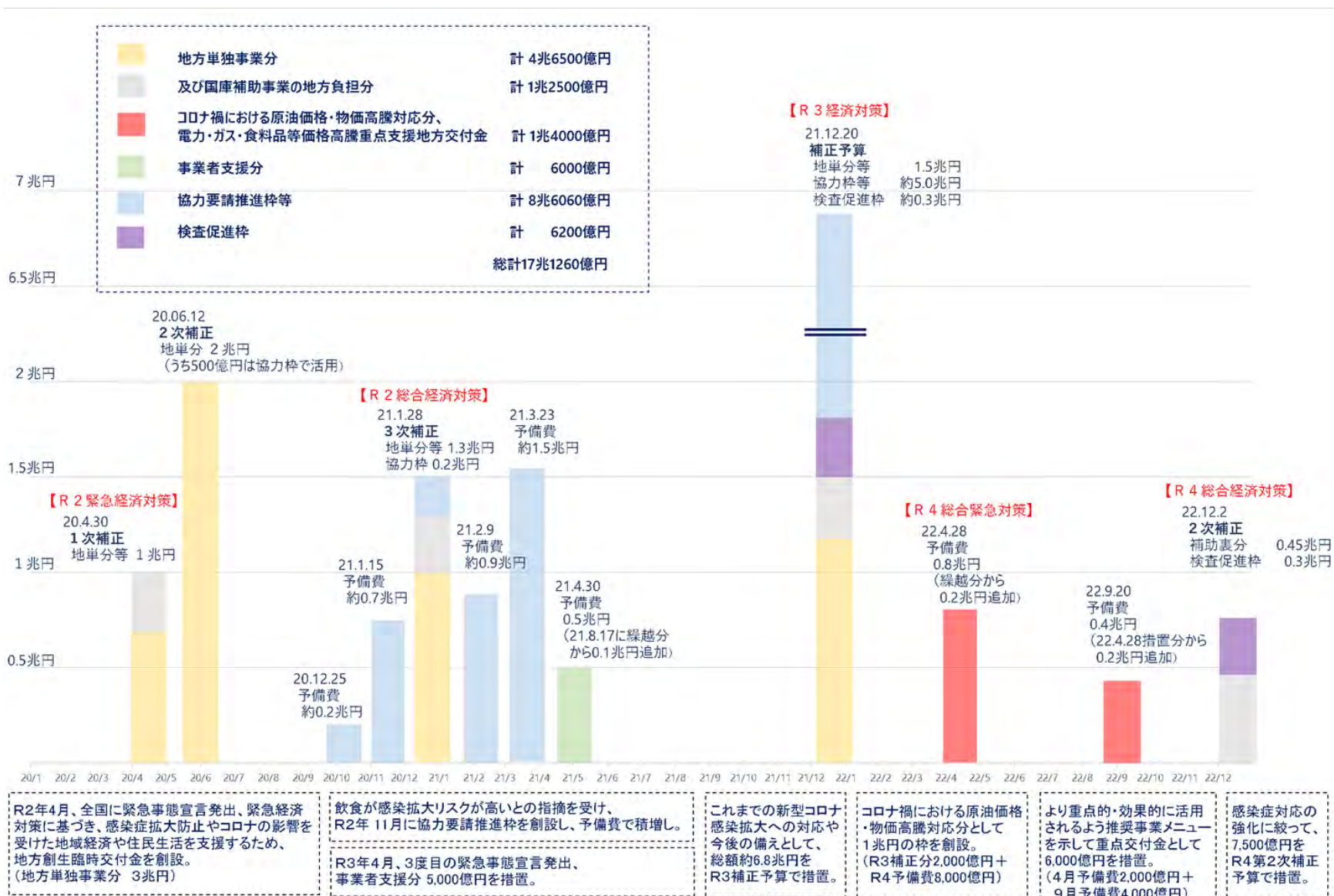
ます。

また、地方公共団体における実施状況の公表に加えて、実施計画に記載される全事業の事業概要や事業費等の記載内容（「成果目標」及び「地域住民への周知方法」を含む。）について、内閣府においても、ホームページ等で速やかに公表することとしているので、あらかじめ留意ください。

さらに、先般、内閣府より令和3年度中に完了した事業等を対象として、臨時交付金の効果検証のためアンケート調査等を実施させていただいたところです。令和5年度においても、令和4年度中に完了した事業を対象として、アンケート調査等へのご協力をお願いすることがありますので、あらかじめお知らせします。

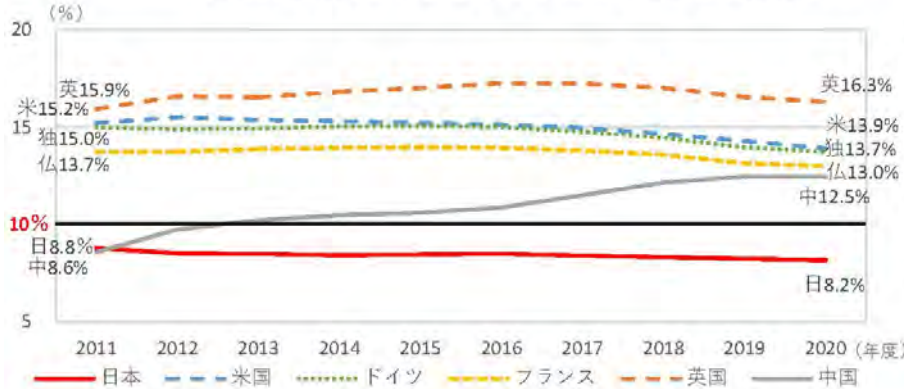
# 地方創生臨時交付金について

## 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の予算措置



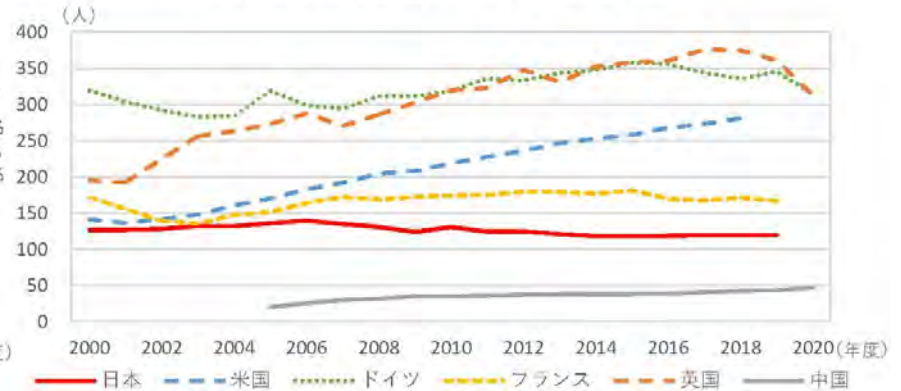
## 国際的な研究開発の競争力について

<各国の論文数に占めるトップ10%補正論文の割合>



(備考) 1. 文部科学省、科学技術・学術政策研究所「科学技術指標」より作成。  
2. トップ10%補正論文数とは、トップ10%論文数の抽出後、実数で論文数の1/10となるように補正を加えた論文数を指す。

<人口100万人当たりの博士号取得者数>



(備考) 文部科学省、科学技術・学術政策研究所「科学技術指標」より作成。

<トップ10%補正論文における国内論文数と国際共著論文数>



(備考) 1. 文部科学省、科学技術・学術政策研究所「科学研究のベンチマーキング2021」より作成。  
2. ①は2002-2004年、②は2017-2019年の累計数。

<競争力ランキング>



(備考) 1. IMD「World Digital Competitiveness Ranking 2022」より作成。  
2. 数値は63か国中の順位。